

令和7年度海老名市中小企業事業資金融資制度 説明資料

◆ 令和7年度の利率 ◆

資金の種類		契約利率	利用者負担率	利子補給率
経営安定融資資金	中小企業支援資金	1.8%	0.9%	0.9%
	中小企業支援資金 (小口資金)	1.8%	0.9%	0.9%
	景気対策特別資金	1.8%	0.9%	0.9%
	景気対策特別資金 (小口資金)	1.8%	0.9%	0.9%
創業等資金		1.8%	0.9%	0.9%

海老名市経済環境部商工課

(令和7年4月発行)

改訂履歴

改訂年月	改定箇所	改定内容
令和7年 月	P. 5	④据置期間 融資途中での据置期間について追加
	P. 8	2 金融機関における融資事務の手続き (2-2) 月例報告の提出方法に電子メールを追加
	P. 14	(3-2) 中小企業信用保証料補助 ④申請に必要な書類の「ウ) 同意書」を「市税納税証明書または同意書」に変更
	P. 15	(3-2) ⑤繰上返済による信用保証料の還付に伴う補助金返還請求 補助金返還の例示及び根拠要綱を追加
	P. 21～22	Q & A (4-1) 資金要件・資金の種類 Q 5 ～Q10 を追加
	P. 23	Q & A (4-2) 申込み～契約の Q13 について「全ての資金について」という文言を追記
	P. 25	Q & A (4-5) 信用保証料補助金の項目を追加
	P. 25	Q & A (4-6) 利子補給の項目を追加

目次

1 海老名市中小企業事業資金融資について

- (1-1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- (1-2) しくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- (1-3) 融資対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- (1-4) 融資要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- (1-5) 融資資金等
 - ① 資金使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
 - ② 資金限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3～4
 - ③ 融資期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4～5
 - ④ 据置期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
 - ⑤ 貸付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
 - ⑥ 償還方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
- (1-6) 申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・P. 6
- (1-7) 令和7年度利率表・・・・・・・・・・・・P. 6

2 金融機関における融資事務の手続き

- (2-1) 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・P. 7
- (2-2) 月例報告
 - ① 海老名市中小企業事業資金融資状況報告書（第1号様式）・・・・P. 8
 - ② 海老名市中小企業事業資金融資実行報告書（第2号様式）・・・・P. 9
- (2-3) 融資条件を変更する前の報告・・・・・・・・P. 10
- (2-4) 被融資者の基本情報が変更となった場合の報告・・・・P. 11
- (2-5) 金融機関の基本情報が変更となった場合の報告・・・・P. 12

3 関連補助制度について

- (3-1) 海老名市中小企業事業資金等利子補給金・・・・P. 13
 - ① 海老名市中小企業事業資金（市制度融資）
 - ② 小規模事業者経営改善資金融資（マル経）
- (3-2) 中小企業信用保証料補助
 - ① 補助要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 14
 - ② 補助対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 14
 - ③ 補助金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 14
 - ④ 申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・P. 14
 - ⑤ 繰上返済による信用保証料の還付に伴う補助金返還請求・・・・P. 14～15
 - ⑥ 申請書類の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・P. 16～20

4 Q & A

- (4-1) 融資要件・資金の種類・・・・・・・・・・・・P. 21～22
- (4-2) 申込み～契約・・・・・・・・・・・・・・・・P. 23
- (4-3) 借換え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 24
- (4-4) 情報の変更があったときの手続き・・・・・・・・P. 24
- (4-5) 信用保証料補助金・・・・・・・・・・・・・・・・P. 25
- (4-6) 利子補給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 25

説明書類は、以下のページからダウンロードできます！

海老名市ホームページのキーワード検索窓に と入力して

「海老名市中小企業事業資金融資制度のご案内」

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003740.html>



1 海老名市中小企業事業資金融資について

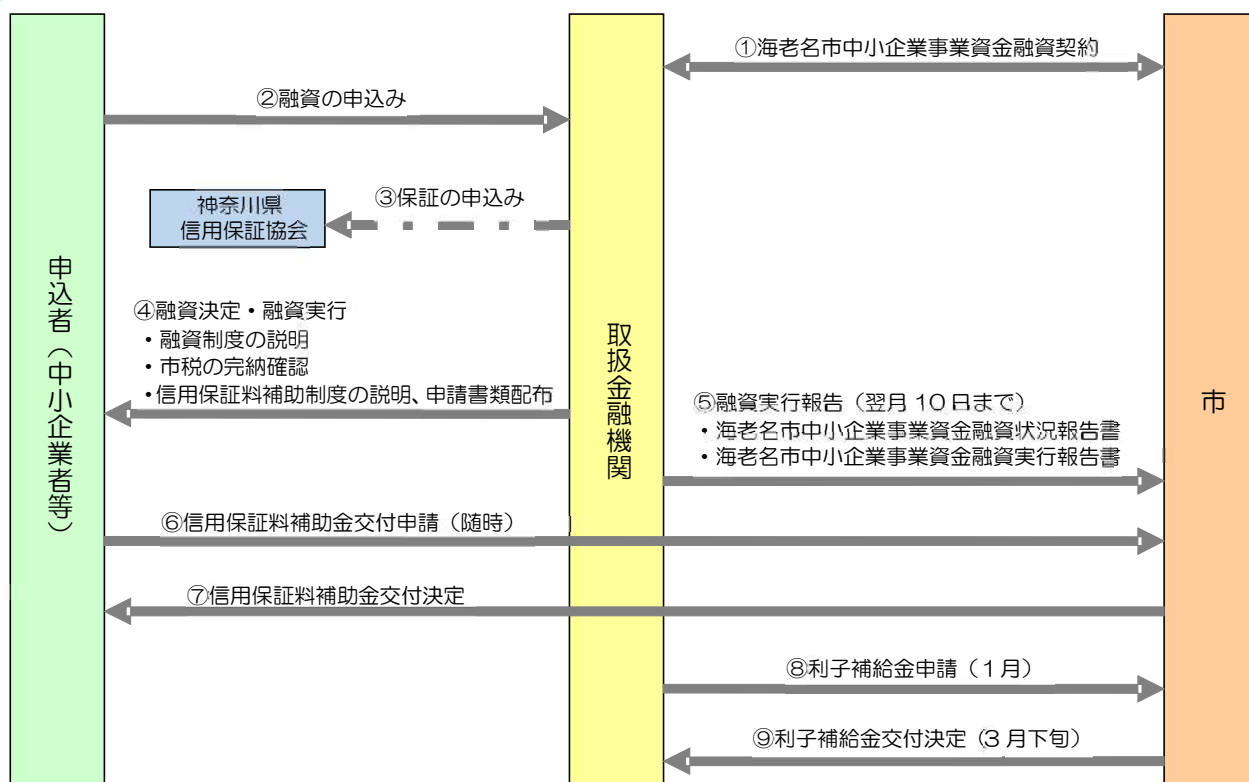
(1-1) 目的

市内で商工業を営む中小企業者、小規模企業者、創業者、特定中小企業者及び特例中小企業者の事業活動を円滑にし、健全な発展を図ることを目的としています。

(1-2) しくみ

市内中小企業者等向けの融資資金として、市が金融機関と契約し、金融機関が「海老名市中小企業事業資金融資要綱」に従って融資するしくみです。市と金融機関とが契約した融資利率と、利用者負担利率の差を市が利子補給金として金融機関へ補給することにより、利用者は低利で融資を受けることができます。

【融資の流れ】



【利子補給制度】

$$\left(\begin{array}{c} \text{融資利率} \\ \text{〔市と金融機関の間で} \\ \text{契約している利率〕} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{市負担利率} \\ \text{〔市が金融機関へ利子補給} \\ \text{金として支払います。〕} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{利用者負担利率} \end{array} \right)$$

■ 注意

融資実行後に要件を満たしていなかったことや市融資要綱を逸脱していたことが判明した場合、当該融資について市制度融資としての取扱いができない（利子補給ができない）ことがあります。また、既に利子補給を行っていた場合、遡って返還を求めることがあります。

(1-3) 融資対象者

次に掲げる要件を満たす中小企業者等が融資を受けることができます。

- ① 市税を完納していること（延滞金も含みます。）
- ② 神奈川県信用保証協会の代位弁済による債務を負っていないこと
- ③ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと
- ④ その他市長が必要と認めたこと

■ 市税の納税確認について

市制度融資を利用する場合、市税（※）に滞納がないことが条件となります。
したがって、納期を経過した分の市税に滞納がないことの確認をお願いします。
※市税とは、「(法人)市民税」「固定資産税」「軽自動車税」を指します。

① 市内で納税義務者となっている場合

法 人 …… 市税納税証明書または完納証明書を取得 → 市民税課で取得できます。
個人事業主 …… 税目ごとに税証明を取得 → 市民税課で取得できます。
市民税・軽自動車税は市民税課で、
固定資産税は資産税課で取得できます。

② 市外で納税義務者となっている場合

当該市町村における、納期を経過した分の市税等に滞納がないことの確認をお願いします。

(1-4) 融資要件

資金の種類		要件
経営安定融資資金	中小企業支援資金	市内(※1)で1年以上の営業実績を有している中小企業者(※2)又は小規模企業者(※3)
	中小企業支援資金 (小口資金)	市内で1年以上の営業実績を有している小規模企業者
	景気対策特別資金	市内で1年以上の営業実績を有している中小企業者又は小規模企業者であり、かつ、市長の認定を受けた特定中小企業者(※4)又は特例中小企業者(※5)
	景気対策特別資金 (小口資金)	市内で1年以上の営業実績を有している小規模企業者であり、かつ、市長の認定を受けた特定中小企業者又は特例中小企業者
創業等資金		以下の2点を満たす者 ・保証協会が実施する創業関連保証制度の保証対象者 (確定申告をしている場合は、保証の対象外となります。) ・市内で営業実績1年未満の中小企業者又は小規模企業者、若しくは市内での創業予定者(1月以内に事業を開始又は2月以内に新たに会社を設立し事業を開始する)で具体的な計画を有する者

※1 資金を市内事業所で活用する場合は、本店所在地が市外でも可。

対して、本店が市内であっても、市外事業所の事業活動には活用不可。

※2 中小企業者とは、資本金又は出資金の額が3億円（小売業又はサービス業にあつては5千万円、卸売業にあつては1億円）以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人（小売業にあつては50人、サービス業又は卸売業にあつては100人）以下の会社若しくは個人をいう。

※3 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあつては5人）以下の会社又は個人をいう。

※4 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する中小企業者をいう。（S N保証の認定企業）

※5 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する中小企業者をいう。（危機関連保証の認定企業）

(1-5) 融資資金等

資金の種類		資金 使途	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人 信用保証料 担保
経営 安定 融資 資金	中小企業支援資金	運転 設備	3,000 万円	84 月 (期間中に6月以内の据置期間を 設けることができる)	<u>金融機関の 判断による</u>
	中小企業支援資金 (小口資金)	運転 設備	1,000 万円	60 月 (期間中に6月以内の据置期間を 設けることができる)	
	景気対策特別資金	運転 設備	3,000 万円	84 月 (期間中に 12 月以内の据置期間 を設けることができる)	
	景気対策特別資金 (小口資金)	運転 設備	1,000 万円	60 月 (期間中に 12 月以内の据置期間 を設けることができる)	
創業等資金		運転 設備	1,000 万円	60 月 (期間中に6月以内の据置期間を 設けることができる)	

①資金使途

市内で行う事業活動に必要な資金（運転資金・設備資金）として利用することができます。
本店が市外にある場合でも、市内事業所のための資金であれば利用可能です。

⚠ 市外事業所のための資金は、本店が市内にあっても利用することができません。

【早見表（利用可能な事業所）】

		事業所所在地	
		市内	市外
本店所在地	市内	○	×
	市外	△ ※市内事業所のための利用は可	×

②融資限度額

資金の種類ごとに融資限度額を定めています。

各資金の融資限度額から既存融資の残高を除いた額を限度として、更に融資することができます。

※例年、限度額超過により、市制度融資及び利子補給の対象外となる融資が見受けられます。

実行前に、事業者への聞き取り調査や書類確認を充分に行っていただき、既存融資の残高と新規融資額の合計が限度額を超えないように注意してください。

⚠ 限度額の確認について

市では、融資実行時に報告を頂いておりますが、リアルタイムでの残高は把握していないため、金融機関からお問い合わせを頂いた際には、市制度融資の利用有無のみお答えさせていただきます。（個人情報・企業情報保護の観点から、詳細は中小企業者等からご連絡を頂いた際に回答します。）

既存の融資があり、同一の資金で同日借換えを行う場合は、既存融資の残高と新規融資の合計額が限度額を上回らない（限度額の範囲内で新規融資を実行する）ようにご注意ください。

⚠ 同日借換え時に融資限度額を超えてしまい対象外となる例

例) 中小企業支援資金融資の残高が 500 万円の企業について、同資金で新規融資を実行して一部を返済に充てようとしたが、新規融資を 3,000 万円で実行したため、実行日における限度額が超過し、市制度融資及び利子補給の対象外となった。

▽ 新たな融資3,000万円を実行し、既存融資残高500万円の返済に充てようとしたケース

	7 月 9 日	7 月 10 日	7 月 11 日
既存の融資（令和 7 年 7 月 10 日 完済）	残高500万		
新たな融資（令和 7 年 7 月 10 日 実行）		新たな融資3,000万を実行し、500万を残高の返済に充てる	

限度額超過

以下の理由から、新規融資は市制度融資及び利子補給の対象外となります。

- ・ 新たな融資を実行した時点で、合計3,500万を融資しているため。
- ・ 7月10日に、融資額3,500万円分の利子補給をすることになってしまうため。

※「市へ1日分の利子補給を請求しない」といった対応も認められません。

→残高を除いた範囲内で実行いただく、別の資金をご利用いただく、市制度以外のつなぎ融資を実行する等のご対応をお願いいたします。

※変更契約（融資期間を1日遅らせる、他の資金に変える等）を行っていただく、または被融資者の利率を引き上げて融資を継続する（ただし市制度融資及び利子補給の対象外となる）等の対応を行っていただくことになります。

③融資期間

融資実行日を始期とし、資金ごとに定められた期間内に終期を設定してください。

終期は、融資実行日の応当日に設定してしまうと期間超過となりますので、応当日の前日までに設定してください。

⚠ 終期を応当日に設定して対象外となる例

例) 令和 7 年 6 月 25 日に、景気対策特別資金融資を 84 回払いで実行し、終期を令和 14 年 6 月 25 日に設定した。

× 令和 14 年 6 月 25 日に設定 …… 融資期間が 84 月と 1 日になる。⇒ 対象外

○ 令和 14 年 6 月 24 日に設定 …… 融資期間が 84 月以内に収まっている。⇒ 対象

融資期間を延長することは可能ですが、資金ごとに定められた期間内で延長してください。
また、条件変更前に、市へ条件変更届出書を提出してください。（☞P. 10）

⚠ 融資期間を延長する際、上限を超えてしまい対象外となる例

例) 資金繰りが厳しいため、融資期間を延長して毎月の返済額を抑えようとしたケース

× A社（中小企業支援資金）： 84 回払いから 96 回払いに変更 → 上限を超過

○ B社（景気対策特別資金）： 60 回払いから 84 回払いに変更 → 上限の 84 月以内

A社は、融資要綱で定めた期間の上限を超過し、変更契約日以降は市制度融資及び利子補給の対象外となった。（※前日までは利子補給の対象となるため、利子補給申請時は日割り計算を行う。）

④据置期間

資金の種類ごとに、据置期間を設けています。（☞P. 3）

据置期間を延長することや実行中の融資の途中で据置期間を設置することは可能ですが、資金ごとに定められた期間内で延長してください。

また、条件変更前に、市へ条件変更届出書を提出してください。（☞P. 10）

⚠ 据置期間の上限を超えてしまい対象外となる例

例) 資金繰りが厳しいため、据置期間を設定しようとしたケース

× A社（中小企業支援資金）： 1年間の据置期間を設定 → 上限（6月）を超過

○ B社（景気対策特別資金）： 1年間の据置期間を設定 → 上限（12月）の範囲内

据置期間の上限は、資金ごとに異なる。

A社は、融資要綱で定めた期間の上限を超過し、変更契約日以降は市制度融資及び利子補給の対象外となった。（前日までは利子補給の対象となるため、利子補給申請時は日割り計算を行う。）

⑤貸付方法

証書貸付（手形貸付は、当制度になじまないためご遠慮ください。）

⑥償還方法

元金均等月賦償還、元利均等月賦償還、一括償還（繰上返済・代位弁済）

⚠ 繰上返済・代位弁済を行った場合

- ・ 月例報告時に、市へ報告してください。（☞P. 7～8）
- ・ 代位弁済を行った際、信用保証協会が支払った利子は利子補給の対象になりません。
利用者が実際に利子を支払うことができた月までが交付対象となります。

(1-6) 申込みに必要な書類

中小企業者等が、直接金融機関へ申込みます。

- ① 金融機関が定めた融資申込書
- ② 市税納税証明書または完納証明書（☞P. 2）
- ③ 印鑑証明書
- ④ 定款
- ⑤ 法人登記事項証明書
- ⑥ 決算書又は予算書
- ⑦ 所得証明書（確定申告書の写し）
- ⑧ その他取扱金融機関が必要と認めた書類

※ 市への写しの提出は不要です。

実行した融資については、翌月月初の月例報告で報告してください。（☞P. 7～9）

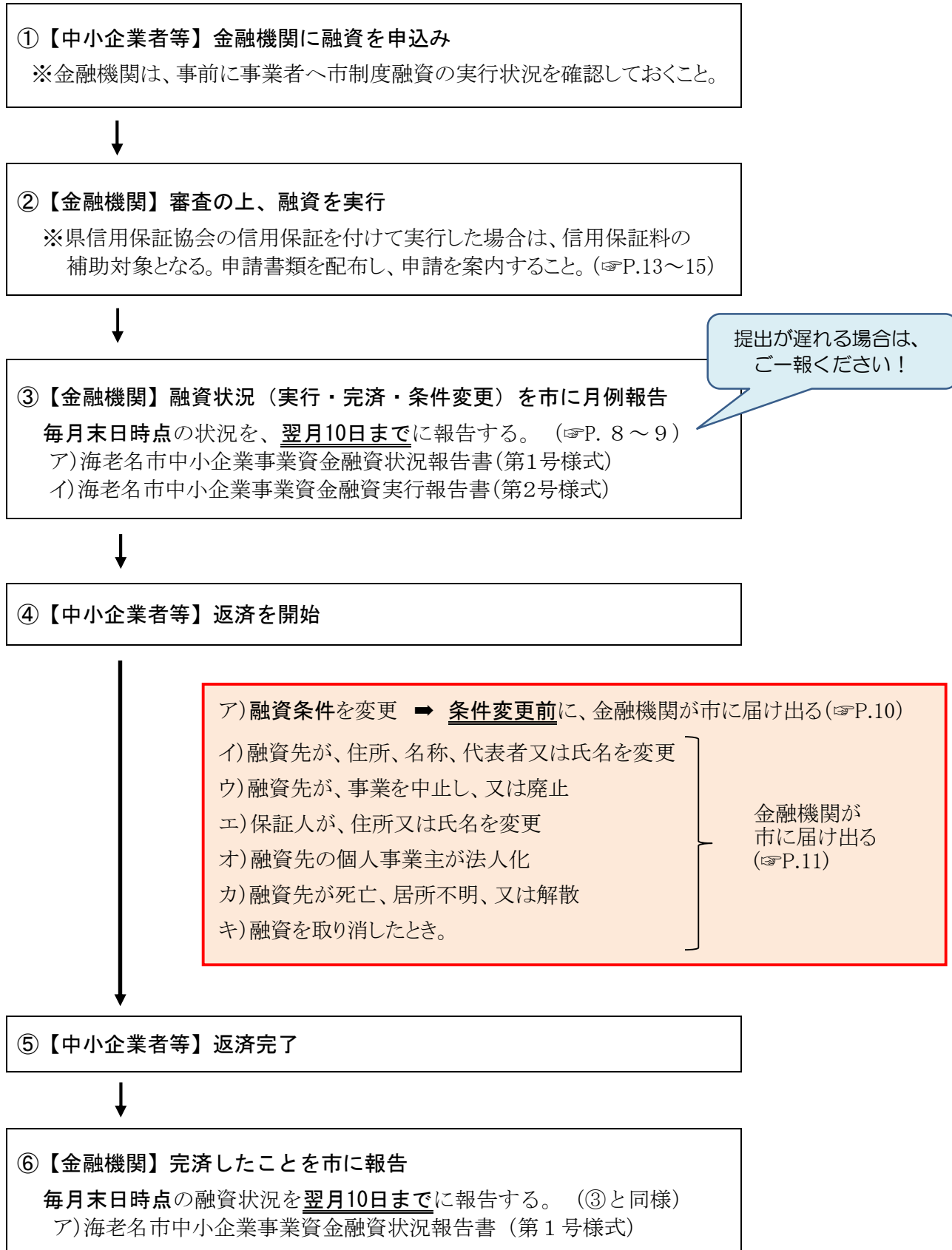
(1-7) 令和7年度利率表

年度当初に公定歩合及び社会情勢を勘案し、市と金融機関の融資契約により定めます。

資金の種類		契約利率	利用者負担利率	利子補給率
経営安定融資資金	中小企業支援資金	1.8%	0.9%	0.9%
	中小企業支援資金 （小口資金）	1.8%	0.9%	0.9%
	景気対策特別資金	1.8%	0.9%	0.9%
	景気対策特別資金 （小口資金）	1.8%	0.9%	0.9%
創業等資金		1.8%	0.9%	0.9%

2 金融機関における融資事務の手続き

(2-1) 手続きの流れ



(2-2) 月例報告

融資状況、完済者、条件変更、実行内容について、**毎月 10 日まで**に郵送または電子メールにて報告してください。※提出が遅れる場合は、お手数ですがご一報ください。

① 融資状況報告書（第1号様式）※市HPに掲載しております。

第1号様式（第16条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

(取扱金融機関名)

年度: 4月分～翌年3月分

海老名市中小企業事業資金融資状況報

4月分:「本月分貸付決定(左欄)」と同額
5月以降:前月分の累計+「本月分貸付決定」
※4月分は貸付類型に注意(前年度分と合算しない)

1 融資状況		本 年 度		本 月 分	現 在
融資の種類		本月分貸付決定	貸付累計	回収状況	貸付残高
経 営 安 定 資 金	中小企業支援資金	件	件	件	件
		千円	千円	千円	千円
	中小企業支援資金 (小口資金)	件	件	件	件
		千円	千円	千円	千円
景気対策特別資金		件	件	件	件
		千円	千円	千円	千円
融 資	景気対策特別資金 (小口資金)	件	件	件	件
		千円	千円	千円	千円
創業等資金		件	件	件	件
		千円	千円		

2号様式に記載の
件数・金額と一致

当初の融資期間ではなく、
返済が完了した日を記載

融資完済者						
No.	事業所名	資金名	融資額 (千円)	融資実行日 返済完了日	返済方法	備考
1			千円	年 月 日	☐ 約定完済 ☐ 繰上返済 ☐ 代位弁済	
			千円	年 月 日	☐ 約定完済 ☐ 繰上返済 ☐ 代位弁済	
			千円	年 月 日	☐ 約定完済 ☐ 繰上返済 ☐ 代位弁済	
			千円	年 月 日	☐ 約定完済 ☐ 繰上返済 ☐ 代位弁済	

※資金名の欄には、支援・支援小口・景気・景気小口・創業のいずれかを記入してください。

・条件変更前に届を提出(P.10)
・当欄にチェックし、提出日を記載

・連絡事項がある場合に記載
・(代位弁済の場合)何月まで
支払いができていたか記載

3 融資条件等変更者		変更内容
No.	事業所名	
1		☐ 融資条件の変更→ 年 月 日 届出書を提出済み ☐ 住所等の変更、事業の廃止、個人事業者の法人化等→変更等届出書を提出
2		☐ 融資条件の変更→ 年 月 日 届出書を提出済み ☐ 住所等の変更、事業の廃止、個人事業者の法人化等→変更等届出書を提出

欄にチェックし、届を提出(P.11)

② 融資実行報告書（第2号様式）

※ 様式は市HPに掲載しております。

融資を利用する市内事業所の住所
※本店が市外にある場合は、2段に分け、
下段に本店住所を記載

支払回数は元金の支払回数とし、
据置期間を含めない

保証料の総額を記載
※差引き後の金額ではない

第2号様式（第16条関係）

海老名市中小企業事業資金融資実行報告書（ 年 月 日）
（取扱金融機関）

受付 月 日	申 込 者	海老名市内での営業等開始年月		融資期間 (元金支払回数) (据置期間)	担保設定		保証人
		貸付金額	資金名		信用保証料総額	顧客番号	
	所在地 海老名市	年 月	年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	円	住所
	事業所名 (番号)	千円		年 月 日			氏名
	代表者 役職： 氏名：	支援・支援小口・景気・景気小口・ 創業	(据置) (返済) ヶ月				☐ 融資制度の説明 ☐ 保証料補助の説明 ☐ 保証料補助申請書の配布
	業種	運転 ・ 設備	年 月 日				☐ 保証料補助申請書の配布 ☐ 市税の完納確認
	所在地 海老名市	年 月	年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	円	住所
	事業所名 (番号)	千円		年 月 日			氏名
	代表者 役職： 氏名：	支援・支援小口・景気・景気小口・ 創業	(据置) (返済) ヶ月				☐ 融資制度の説明 ☐ 保証料補助の説明 ☐ 保証料補助申請書の配布
	業種	運転 ・ 設備	年 月 日				☐ 保証料補助申請書の配布 ☐ 市税の完納確認

(注1) 申込者の「所在地」欄については、海老名市内の事業所の所在地を記入してください。
 (注2) 申込者の「代表者」欄については、役職がある場合には役職名もご記入ください。
 (注3) 融資期間の「据置 ヶ月」の欄は、据置期間がある場合に記入してください。
 (注4) 「信用保証料総額」の欄には、当該融資にかかる信用保証料の総額を記入してください。
 (注5) 「顧客番号」、「保証番号」の欄には、当該融資にかかる信用保証書を参照し記入してください。
 (注6) チェック項目欄は、融資実行時に各項目について申込者に説明済みである旨のレートを付けてください。
 「融資制度の説明」・・・契約利率と利用者負担利率の差を利子補給金として市が負担していることの説明してください。
 「保証料補助の説明」・・・県信用保証協会の保証付き融資の場合、市の信用保証料補助制度の説明してください。
 「保証料補助申請書の配布」・・・県信用保証協会の保証付き融資の場合、市の信用保証料補助金交付申請書一式を申込者に配布してください。
 「市税の完納確認」・・・市税に未納がないことを確認してください。

役職：役職がない場合(個人事業主等)は空欄

県信用保証協会の保証を付けて実行した場合は、
信用保証料補助の対象となる
→申請書類を配布し、申請を案内(P.14～19)

■ 海老名市中小企業事業資金融資要綱

(融資状況の報告)

第16条 取扱金融機関は、毎月末日現在の融資状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

2 前条に規定する報告は、次に掲げる報告書により行われるものとする。

- (1) 海老名市中小企業事業資金融資状況報告書（第1号様式）
- (2) 海老名市中小企業事業資金融資実行報告書（第2号様式）

(2-3) 融資条件を変更する前の報告（市融資要綱第 10 条）

融資条件を変更する場合は、条件変更前に市に条件変更届出書を提出してください。
また、月例報告の際、第 1 号様式（P. 8）の「3 融資条件等変更者」欄に記入してください。

■ 条件変更届出書（様式は市HPに掲載しております。）

年 月 日

海老名市中小企業事業資金融資条件変更届出書

海老名市長 殿

所在地
取扱金融機関名
代表者職・氏名

当初の融資条件(条件変更前)

1 被融資者

所在地	海老名市
法人名又は商号	
代表者職・氏名	

2 当初の融資条件

融資額（千円）	千円
資金名・使途	☐ 支援 ☐ 支援小口 ☐ 景気 ☐ 景気小口 ☐ 創業（運転・設備）
融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日（月）
据置期間	☐ 据置なし ☐ 据置あり（据置期間 箇月）

3 これまでの条件変更状況

☐条件変更なし
☐条件変更あり

変更年月日	変更内容

4 今回の条件変更内容

5 今回の条件変更理由

利子補給額への影響がある場合に記入
（行が不足している場合は別紙可）
※予算の関係で伺っているもの

6 今回の条件変更日

年 月 日

7 利子補給額への影響

変更前		変更後	
年	円	年	円
年	円	年	円
年	円	年	円
合計	円	合計	円

条件変更内容が市融資要綱範囲外の場合、利子補給が停止します。
利子補給停止後の対応を記入してください。

利子補給の対象外となった場合に、利子補給停止後の対応を記載する
（プロパー融資へ借り換える、利用者の利率を引き上げて融資を継続する等）

■ 海老名市中小企業事業資金融資要綱

（融資条件の変更）

第 10 条 取扱金融機関は、既に実行された融資について特別の事由がある場合は、当該融資を受けている者の申請に基づき、この要綱の定める範囲内で当該融資に係る条件（以下「融資条件」という。）を変更することができる。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資条件を変更する場合は、実行前にその事由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(2-4) 被融資者の基本情報が変更となった場合の報告（市融資要綱第 15 条）

次に掲げる事由が生じたときは、速やかに変更等届出書を市に報告してください。

また、月例報告の際、第 1 号様式（P. 8）の「3 融資条件等変更者」欄に記入してください。

- ①融資を受けた者が、住所、名称、代表者又は氏名を変更したとき。
- ②融資を受けた者が、事業を中止し、又は廃止したとき。
- ③保証人が、住所又は氏名を変更したとき。
- ④融資を受けた者が、個人事業の内容及び債権を全て継承し、法人化したとき。
- ⑤融資を受けた者が、死亡し、若しくは居所不明となり、又は解散したとき。
- ⑥融資を取り消したとき。

■ 変更等届出書（様式は市HPに掲載しております。）

年 月 日

海老名市中小企業事業資金融資変更等届出書

海老名市長 殿

所 在 地
取扱金融機関名
代表者職・氏名

1 被融資者（変更前の情報を記入してください）

所 在 地	海老名市	融資実行日	年 月 日
法人名又は商号		融 資 額	千円
代表者職・氏名			
資金名・使途	☐ 支援 ☐ 支援小口 ☐ 景気 ☐ 景気小口 ☐ 創業（運転・設備）		

2 届出事項・内容

☐住所の変更

(1) 新住所 年 月 日

(2) 移転年月日 年 月 日

※市外移転の場合は、市融資制度の対象外となり、利子補給停止となります。

☐名称（法人名又は商号）の変更

(1) 新名称 年 月 日

(2) 変更年月日 年 月 日

☐代表者又は氏名の変更

(1) 新代表者又は氏名（役職）（氏名） 年 月 日

(2) 変更年月日 年 月 日

☐保証人の住所・氏名の変更

(1) 変更前の住所・氏名 年 月 日

(2) 変更後の住所・氏名 年 月 日

(3) 変更年月日 年 月 日

☐個人事業者の法人化

(1) 所在地 年 月 日

(2) 法人名 年 月 日

(3) 代表者職・氏名（役職）（氏名） 年 月 日

(4) 変更年月日 年 月 日

☐事業の中止・廃止

(1) 中止・廃止理由 年 月 日

(2) 中止・廃止年月日 年 月 日

※市融資制度の対象外となり、利子補給停止となります。

☐融資の取消

(1) 取消理由 年 月 日

(2) 取消年月日 年 月 日

※市融資制度の対象外となり、利子補給停止となります。

☐その他

■ 海老名市中小企業事業資金融資要綱

（届出）

第 15 条 融資を受けた者は、融資期間中に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに文書をもって融資を受けた取扱金融機関に届け出なければならない。

- (1) 融資を受けた者が、住所、名称、代表者又は氏名を変更したとき。
- (2) 融資を受けた者が、第 13 条第 1 項第 3 号の規定に該当したとき。
- (3) 保証人が、住所又は氏名を変更したとき。
- (4) 融資を受けた者が、個人事業の内容及び債権を全て継承し、法人化したとき。

2 融資を受けた者が、死亡し、若しくは居所不明となり、又は解散したときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）による届出義務者又は清算人は、保証人連署の上、速やかに融資を受けた取扱金融機関に届け出なければならない。

3 取扱金融機関は、第 1 項及び第 2 項の規定による届出を受けたときは、速やかに文書をもって市長に報告しなければならない。

(2-5) 金融機関の基本情報が変更となった場合の報告

住所、氏名、名称又は代表者（支店長等）を変更したときは、変更届を必ず提出してください。

■ 変更届（様式は市HPに掲載しております。）

年 月 日	
変更届	
海老名市長 殿	
所 在 地	
取扱金融機関名	
代表者職・氏名	
次のとおり変更がありましたので、海老名市中小企業事業資金等利子補給金交付要綱第9条の規定に基づき届け出ます。	
☐ 住所の変更	
（1）変更前	
（2）変更後	
（3）変更理由	
（4）変更年月日	
☐ 名称の変更	
（1）変更前	
（2）変更後	
（3）変更理由	
（4）変更年月日	
☐ 代表者の変更	
（1）変更前（役職）（氏名）	
（2）変更後（役職）（氏名）	
（3）変更理由	
（4）変更年月日	
☐ その他	

⚠ 住所、氏名、名称又は代表者を変更したときは、変更等届出書を提出してください。
(P. 11)

■ 海老名市中小企業事業資金等利子補給金交付要綱

（変更等の届出）

第9条 利子補給金の交付決定を受けた者は、利子補給金の交付を受けている期間中に、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもって、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、取扱金融機関にあっては、第1号に該当するときとする。

- （1）住所、氏名、名称又は代表者を変更したとき。
- （2）融資を受けた資金の融資目的事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。

3 関連補助制度について

(3-1) 海老名市中小企業事業資金等利子補給金

市融資要綱に定める中小企業事業資金融資を行った取扱金融機関又は(株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）による融資を受けた中小企業者等に対し、当該資金の融資に係る利子の一部を補助します。

①海老名市中小企業事業資金（市制度融資）

交付対象者	取扱金融機関
利子補給率	市と金融機関の融資契約で定めた利率 ※利子補給額は、1 融資ごとに 100 円未満切り捨て
利子補給期間	返済開始から完了まで
交付申請	1～12 月分の利子について、翌年 1 月にとりまとめて申請 ※申請時期が近づきましたら、別途ご案内します。

②小規模事業者経営改善資金融資（マル経）

交付対象者	中小企業者等
利子補給率	金融機関に支払った利子の 50%以内 ※借入金の範囲は 2,000 万円以下 ※利子補給額は、1 融資ごとに 100 円未満切り捨て
利子補給期間	36 月以内
交付申請	1～12 月分の利子について、翌年 1 月に申請 ※申請時期が近づきましたら、海老名商工会議所からご案内します。

■ 利子補給が停止となる場合

- 例）・市外に事業所を移転した場合
- ・事業を中止、又は廃止した場合
 - ・市融資要綱から外れる条件変更をした場合（規定の融資期間を超えるなど）
 - ・取扱金融機関が保証協会に対し代位弁済を請求した場合
 - ・利子補給金を交付すること（利息の負担を軽減すること）が適当でないと認めた場合（法令違反など）
 - ・その他海老名市補助金等の交付に関する規則、市融資要綱及び市利子補給金交付要綱に反した場合

■ 海老名市中小企業事業資金等利子補給金交付要綱

（変更等の届出）

第 9 条 利子補給金の交付決定を受けた者は、利子補給金の交付を受けている期間中に、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもって、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、取扱金融機関にあっては、第 1 号に該当するときとする。

（1） 住所、氏名、名称又は代表者を変更したとき。

（2） 融資を受けた資金の融資目的事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。

(3-2) 中小企業信用保証料補助

神奈川県信用保証協会の保証を受け、市融資要綱に規定する中小企業事業資金融資（市制度融資）を受けた中小企業者等に対し、県信用保証協会に払い込んだ保証料を補助します。

対象者に対して、補助を受けることができる旨を説明し、申請書類を配布してください。

①補助要件

ア) 市内に事業所を有し、かつ、継続して1年以上同一事業を営んでいること。

⚠ 創業者は、創業1年後に申請可能となる。

イ) 海老名市市税条例第3条に規定する市税の納税義務者で、納期を経過した分の市税に滞納がないこと。ただし、市以外で納税義務者となっている場合については、当該市区町村における納期を経過した分の市税等に滞納がないこと。

②補助対象期間

資金の融資を受けた日の属する年度（融資を受けた年度）又は翌年度

※創業者の特例

融資を受けた年度の翌年度に創業等を行った場合（融資から創業等までの間に年度を跨いだ場合）は、創業等を行った年度の翌年度に申請することができる。

■ 創業者が、融資を受けた翌々年度に申請できる例

令和7年2月（令和6年度）	融資実行
令和7年4月（令和7年度）	市内で法人設立
令和8年4月（令和8年度）	<u>創業から1年経過</u> し、申請可能となる

※通常、融資を受けた年度の翌年度中に申請する必要があるが、このケースの場合は、申請年度の翌々年度に申請することができる。

③補助金額

神奈川県信用保証協会に払い込んだ保証料の全額（限度額10万円）

※県信用保証協会以外の保証協会へ払い込んだ保証料は、対象外となります。

④申請に必要な書類（様式は市HPに掲載しております。）

ア) 海老名市中小企業信用保証料補助金交付申請書

イ) 神奈川県信用保証協会が発行する信用保証書の写し ※「お客様へのお知らせ」は不可

ウ) 市税納税証明書、完納証明書、同意書のうちいずれか一つ

（市外で納税義務者となっている場合は、当該市区町村の納税証明書または完納証明書）

エ) 請求書

⑤繰上返済による信用保証料の還付に伴う補助金返還請求

繰上返済により、県信用保証協会から支払った信用保証料の一部が還付されることがあります。

還付されたことにより、補助金額が実際の信用保証料負担額を超過した場合は、補助金の返還

を事業者に求めます。申請案内時と繰上返済時に、この点もご説明をお願いいたします。

繰上返済による信用保証料還付に伴う補助金返還請求例

例) 信用保証協会に支払った信用保証料：200,000円、補助金額：100,000円、繰上返済に伴い信用保証協会から還付された信用保証料：150,000円の場合。

当初支払った信用保証料 — 還付された信用保証料 = 実際の信用保証料負担額
200,000円 — 150,000円 = 50,000円

補助金額（100,000円）が実際の信用保証料負担額（50,000円）を超過しているため、その差分（50,000円）を返還していただきます。

■ 海老名市中小企業信用保証料補助要綱

（補助対象）

第3条 保証料の補助対象は、神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を受け、市融資要綱に規定する中小企業事業資金の融資を受けた中小企業者等とする。

2 前項に規定する資金の融資を受けた者は、次に掲げる要件を満たしていなければ保証料の補助を受けることができない。

（1） 市内に事業所を有し、かつ、継続して1年以上同一事業を営んでいること。

（2） 海老名市税条例（平成29年条例第25号）第3条に規定する市税の納税義務者で、納期を経過した分の市税に滞納がないこと。ただし、海老名市以外で納税義務者となっている場合については、当該市区町村における納期を経過した分の市税等に滞納がないこと。

（補助対象期間）

第4条 補助の対象期間は、資金の融資を受けた日の属する年度又は翌年度とする。

ただし、資金の融資を受けた日の属する年度の翌年度に創業等を行った場合は、創業等を行った日の属する年度の翌年度とする。

（補助金額）

第5条 保証料の補助金額は、保証協会に払い込んだ保証料の全額とし、10万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 保証料の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保証協会に保証料を払い込んだ後、海老名市中小企業信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）に市税等納税証明書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる証明を受けていなければならない。

（1） 保証協会の信用保証により貸付けをしたことを証する取扱金融機関の証明

（2） 保証協会が信用保証を行い、申請者から保証料の払込みがあったことを証する保証協会の証明。
ただし、保証協会の証明は、保証協会が発行する信用保証書の写しに代えることができる。

（決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

（2） 融資を受けた資金を融資の目的以外に使用したとき。

（3） 保証協会に払い込んだ保証料の返還を受けたとき。

⑥申請書類の書き方

■ 交付申請書（第1号様式）

記入例

第1号様式（第6条関係）

海老名市中小企業信用保証料補助金交付申請書

日付は空欄

海 老 名 市 長 殿

海老名市内の事業所等の
所在地、事業所名、代表者名、
電話番号を記入

年 月 日

所在地 海老名市■■■■○ ○ ○

事業所名 株式会社○○○○○

役職+氏名

代表者名 代表取締役 海老名 太郎

電話番号 ○○○-○○○-○○○○○

中小企業信用保証料補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 申請額は空欄 円

資金の種類をひとつ選択して、
○で囲む

資金の種類	海老名市中小企業事業資金（支援・支援小口・景気・景気小口・創業）		
顧客番号	信用保証書を参照して記入	保証番号	信用保証書を参照して記入
借入金額	金	円	
借入期間	年 月 日 ~	年 月 日	
返済方法	箇月払		
保証料総額	金	円	
営業の概要	商号： 市内の事業所等の社名、屋号、商号 業種： ※1年経過してから申請可能 海老名市内での営業等開始年月： 年 月		

信用保証書に記載された
「保証料総額」を記入
※「一括支払」ではありません！

各項目を
漏れなく記入

上記のとおり神奈川県信用保証協会の信用保証により貸付けをしたことを証明します。

年 月 日 金融機関名

代表者氏名

印

融資された金融機関から証明を受ける
※押印も、取りまどめの支店ではなく、融資を実行した支店のもの

上記のとおり信用保証を行い、保証料の払込みがあったことを証明します。

年 月 日 神奈川県信用保証協会

支所名長

印

県信用保証協会が発行する信用保証書の写しの提出でも可
※「お客様へのお知らせ」は不可

（注） 神奈川県信用保証協会の証明は、同協会が発行する信用保証書の写しに代えることができる。

※暴力団員でないことを確認するため、本申請及び別紙に記載された個人情報神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

⚠ 「保証料総額」欄の金額に注意！

【信用保証書（見本）】

信用保証書

印中			
保証人	生(設立)年月日	顧客番号	保証番号
		保証日	資金使途
保証期間	貸付金額	保証金額	
	保証割合 負担金	保証形態	
返済方法	制度	利率(割引利率)	
	形式		

※「お客様へのお知らせ」は不可。

※ 交付申請書の、信用保証協会保証欄に証明がある場合は、提出不要。

信用保証書に記載されている「保証料総額」を、申請書の「保証料払込額」に記入する。

※実際に支払った「一括支払」の金額ではない。

信用保証料は以下のとおりです。

一括支払 300,000 円

責任共有保証率 1.550%

保証料総額 500,000 円

「責任共有保証率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。から返戻保証料総額 200,000 円を差し引いた額です。

※受領していただく時期は、実行(割引)時になります。ただし、当座貸越の場合の約定締結日です。

*****信用保証協会

公印

信用保証料は以下のとおりです。
一括支払 300,000 円
責任共有保証率 1.550%
保証料総額 500,000 円
※受領していただく時期は、実行(割引)時になります。ただし、当座貸越の場合の約定締結日です。ただし、特別の事情がある場合は、平成 年 月 日とします。

信用保証協会 公印

【交付申請書（第1号様式）】

貸付申請書(保証書)提出用

貸付申請書(保証書)提出用

返済方法	簡月払い
保証料総額	金 500,000 円
営業の概要	商号： 業種： 海老名市内での営業等開始年月： 年 月

貸付金額	金 円
保証料総額	金 500,000 円
返済方法	簡月払い
保証料総額	金 500,000 円
返済方法	簡月払い
保証料総額	金 500,000 円



金融機関の証明欄の誤りに注意！

金融機関の証明欄は、融資を実行した支店により行う。(押印も同様)

※ 融資関係の取りまとめが別の支店や部署である場合に、そちらの押印がされていることにより再提出となるケースが多い。

■ 別紙（役員等氏名一覧）

別 紙

記入例

役員等氏名一覧表

役員名	氏名 ふりがな	生年月日	住所
代表取締役	海老名太郎 えい な みたろう	昭和〇年 〇月 〇日	海老名市 〇〇〇-〇〇-〇〇
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

役員等の役職、氏名、ふりがな、生年月日、住所を記入
※個人事業主の場合は、代表者について記入

※暴力団排除条例により、補助金の交付対象者が暴力団員でないことを確認するため、注意事項に沿って、必ず役員等氏名一覧表にご記入していただきますようお願い致します。

〔注意事項〕

- ・ 代表者及びその他法人にかかる全ての役員について、ご記入下さい。
- ・ 個人事業主の場合は、代表者についてご記入下さい。
- ・ 全て必須項目となりますので、漏れのないようご記入下さい。

記入例

年 月 日

日付は空欄

海 老 名 市 長 殿

同 意 書

海老名市中小企業信用保証料補助金交付申請に当たり、私に係る海老名市市税条例による市税の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

申請者

住 所 海老名市

事業所名

代表者名

海老名市内の事業所等の
所在地、事業所名、代表者名
(役職+氏名)、電話番号を
記入

記入例

請 求 書

請 求 額	円
-------	---

年 月 日

空欄をお願いします。

海老名市長 殿

海老名市中小企業信用保証料補助金として上記の金額を請求します。

市内事業所の所在地、事業所名、
代表者名（役職＋氏名）を記入

住 所 海老名市

事業所名

代表者名

法人：代表者印（丸印）を押印
個人事業主：代表者の個人印を押印
※押印が無い場合は、確認のお電話を
させていただくことがあります。

振込先を記入
※口座名義人はカタカナで記入

【振込先】

●金融機関名

（銀行・金庫・組合） （支店・支所）

●口座番号

（普・当）

●口座名義人（カタカナ）

※振込先は通帳を確認の上、正確に記入してください。

※記入誤りや記入漏れがないように注意してください。

4 Q & A

(4-1) 融資要件・資金の種類

Q1 本店・支店の所在地

- ① 市内に本店があるが工場は市外にある場合、市制度融資は利用可能か。
- ② 市外に本店があり、市内に支店がある場合、市制度融資は利用可能か。
- ③ 市外から転入してきた、または転入予定のある事業者は、市内での営業実績が1年未満なので、創業等資金を利用可能か。

(P. 3 参照)

- ① 市内に本店があっても、市外の工場に活用するための資金は不可。
- ② 市内の支店で活用する資金であれば可。
- ③ 年数は事業を始めた日から起算するので、創業等資金の利用は不可。
市内での営業実績が1年経過してから、経営安定融資資金（支援・景気）の枠で申請されたい。

Q2 市外在住の個人事業主が市内で事業を営んでいる場合、何をもって判断すれば良いか。

開業届、確定申告、事務所の賃貸契約等の書類から判断されたい。

Q3 法人成りをした事業者が、創業資金を利用することは可能か。

同一の事業や財産を引き継ぐ場合は、開業日から営業実績を計算する。

開業日から1年以上経過している場合は、経営安定融資資金（支援・景気）を利用されたい。

Q4 資金は併用可能か。

- ・（同一資金での再融資）限度額の範囲内で再融資することは可。
- ・（市内で1年以上の営業実績がある中小企業者）支援と景気の併用は可。
- ・（市内で1年以上の営業実績がある小規模事業者）支援、企業（小口）、景気、景気（小口）の併用可。
- ・（市内で1年未満の営業実績）創業等資金のみ利用可。

Q5 対象となる法人は。

以下の法人については、資本金（出資金）または従業員の基準を満たせば対象となる。

医療法人、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社、士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人 等）

Q6 不動産賃貸業を営む事業者が所有する物件のリフォームを行う場合、当制度の利用は可能か。

市内の事業所等のリフォーム等であれば対象となり得るが、不動産業で所有する物件のリフォーム等は当制度の趣旨になじまないため不可。

Q7 要件を外れる変更契約を締結してしまった場合、利子補給はどうなるのか。また、融資の取扱いはどうなるのか

変更契約締結日以降は市制度の対象外となるため、利子補給については、変更契約日の前日まで行う（当該月は日割り計算する）。

また、市制度の対象外となった後の融資の取扱いについては、各金融機関に委ねる。（利子補給を行わないため利用者の利率を引き上げて継続する、他融資に借り換える 等）

Q8 融資期間や融資金額は変えずに月の返済額を減らし、一部繰上返済または最終月に全て返済するような変更は可能か。

要綱に定める期間や金額を上回らなければ、変更可能。その際は、条件変更届を市へ提出すること。（☞P. 10）

Q9 バーチャルオフィスについて、市外で登記していて事業実態が市内の自宅である場合、融資を実行できるか。また、市内で登記していて市外に事業実態がある場合、実行できるか。

市内登記だけでは不可。市内に事業実態があることが分かる公的書類や契約書類により確認すること。（住所を公開していないような場合は不可。）

Q10 据置期間について、令和2年5月19日の要綱改正で支援資金（小口含む）と創業等資金は6月に設定され、景気資金（小口含む）は12月に延長されている。
令和元年度に実行した融資に据置期間を設定することは可能か。

現行の要綱の範囲内で据置期間を設定して差し支えない。ただし、融資期間は84月以内に収めること。

(4-2) 申込み～契約

Q11 市制度融資の利用残高を知りたい。

市では、融資実行時に報告を頂くが、リアルタイムでは残額を把握していない。

そのため、金融機関からお問い合わせを頂いた際には、市制度融資の利用有無をお答えする。

(個人情報保護の観点から、詳細は中小企業者等からお電話を頂いた場合のみ回答する。)

本人への聞き取り調査や書類を充分に確認していただき、資金ごとの限度額を超えることのないよう注意されたい。

Q12 数か月前に法人を立ち上げた場合、完納証明は個人のものを取得するのか。

法人のものを取得すること。

Q13 信用保証をつけずに実行していいか。

全ての資金について、金融機関の判断に委ねる。

なお、県信用保証協会の保証を付けて実行した場合は信用保証料補助制度の対象となるので、事業者へ申請案内をすること。(☞P. 14)

※市内で1年以上の営業実績が要件となるので、創業者の申請時期には注意すること。

(令和7年4月1日に創業した場合は、令和8年4月1日から申請可能となる。)

Q14 手貸(手形貸付)で貸付して良いか。

不可。(☞P. 5)

Q15 融資実行後、申込書類の写しは市へ提出するか。

写しは不要。実行があった場合は、月例報告で報告すること。(☞P. 8)

Q16 申込時、〇〇の書類は必要か。

市が指定する申込書類(P. 6)については必要となる。

これ以外の資料について、必要に応じて求めることは可。なお、市への写しの提出は不要。

Q17 消費税を分納している場合でも利用可能か。

市では、「市税を完納していること」を要件としているので、消費税の分納については金融機関の判断に委ねる。

(4-3) 借換え

Q18 借換えは可能か。

市制度融資間の借換えは、要綱に定める限度額の範囲内かつ真水（増額分）を含むことで可。

市制度融資以外からの借換えは、実行中の他制度融資が借換えを認めているかを確認されたい。

※新しく実行した融資額の一部を返済に充てる（同日に借換えを行う）場合、実行前の残額と新規実行額の合計が限度額を超過しないよう注意されたい。

(4-4) 情報の変更があったときの手続き

Q19 事業者の代表者や住所が移転した場合、手続きが必要か。

被融資者の基本情報が変更 → 変更等届出書を提出（☞P. 11）

事業者が市外に転出した場合は、移転日以降市制度融資の対象外となる。

※利子補給は、移転日の前日まで

Q20 融資期間を延長していいか。

資金毎に定める期間の範囲内で可。（融資期間の途中でも可）

融資条件の変更 → 条件変更前に、条件変更届出書を提出（☞P. 10）

※融資期間または据置期間の上限を超過する変更契約を締結した場合、変更契約の締結日以降は市制度融資の対象外となるため、利子補給は変更契約締結日の前日までとなる。

Q21 返済に遅れが出た場合、市への報告が必要か。

市では、元金支払いのない月＝据置期間とみなす。

→ 返済の遅延が確定した時点で、条件変更届出書を提出（☞P. 10）

（※月末払いの被融資者が、営業日の関係で翌月初の支払いにずれ込む場合を除く。）

当初の据置期間と元金支払いのない月（返済の遅延によるもの）の合計が、要綱で定められた据置期間を超過した場合、変更契約を締結した日以降は市制度融資及び利子補給の対象外となるので注意されたい。

※元金支払いのない月が合計で6月（景気対策特別資金は12月）を超えると、対象外となる。

(4-5) 信用保証料補助金

Q22 横浜市信用保証協会に払い込んだ信用保証料は、保証料補助の対象になるか。

ならない。

神奈川県信用保証協会に払い込んだ信用保証料のみ、対象となる。

Q23 本店が市外にあるが、市内に事業所がある事業者の場合、申請書類に変更はあるか。

市税等の納税義務が市内か市外によって対応が異なるため、以下のとおり整理する。

- ・納税義務が市内の場合
通常どおり
- ・納税義務が市外の場合
同意書に代えて、市税等の納税義務となっている市区町村の納税証明書または完納証明書を提出。

Q24 請求書の記載を誤った場合は、訂正してよいか。

請求額欄を誤った場合は、訂正不可。

請求額欄以外を誤った場合は押印の有無に関わらず、二重線を引き、その側に申請者の署名をすることで訂正可。（請求書に押印がある場合は、署名に代えて同一の印鑑による押印でも可。）

(4-6) 利子補給

Q25 利子補給を受けたが、前年中に市外へ移転していた事業者がいることが発覚した。

市外移転日以降は利子補給対象外となるため、日割り計算を行い市へ返還していただくこととなる。その際は、以下のとおり手続きを進める。

変更等届出書（P. 11）を提出

↓

任意様式の報告書を作成し、市へ提出

- ・被融資者（所在地、法人名または商号、代表者名）
- ・借入内容
- ・変更内容、経緯等
- ・返還金額（受領済みの利子補給額－正しい利子補給額）

↓

市が金融機関へ返還請求

↓

市が発行した納入通知書により入金